

茨城県立 常陸大宮 高等学校の部活動に係る活動方針

令和5年 3月 17日

部活動の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、顧問の指導に係る業務の適正化が図れるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- 生徒及び顧問の負担等を十分に考慮した上で、種目の特性等を踏まえた適切な活動を支援する。

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な休養日等の設定

ア 活動時間上限の遵守（練習試合や大会等の当日を除く）

- 原則として、1日当たりの上限を平日2時間、休日4時間、週計12時間とする。
- 長期休業中においても、週計12時間の活動時間を遵守する。
- 本校独自の取り組みとして休日（土・日・祝）の活動は、極力上限3時間を旨す。

イ 休養日の設定

- 原則として、平日・休日各1日以上、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。
- 原則として、長期休業中においては休日の練習を行わない。ただし、大会等を控えている場合、校長の承認があれば開催日2週間前から、コンディション調整のために休日の活動が認められる。加えて長期の休養期間を設ける。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

- 公式大会等以外の大会等について、地域や部活動の実態に応じて精選・設定する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

- 部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案・運営し、その過程で必要に応じて部顧問に指導を求めるなどの運営体制を目指す。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 活動環境に配慮しながら、熱中症等の事故に対して適切な予防策・手当・処置を実施する。また、生徒の心身の健康管理、体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

- 学校方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載するとともに、各部活動の活動状況を把握し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- シーズン制の導入や、活動時間・日数の見直しにより他分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できることを目指す。

(2) 地域移行の推進

- 段階的に地域移行を図り、部活動以外の活動に生徒が参加するに当たっては、学校・生徒・保護者が共通理解を図る。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

- 部活動数の適正化を図る。
- 原則として、複数顧問交代による単独指導を徹底する。
- 原則として、各顧問は1カ月における休日（土・日・祝）の活動上限を2日間とする。ただし、一月の休日数が多い等、特別な事情が認められる場合、校長の許可を得て3日間とする。

5 その他

- 茨城県「部活動の運営方針」を踏まえて、適切に運用する。

茨城県教育委員会 茨城県部活動の運営方針

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/bukatudou/sidou.html>